

## 交野ふるさと寄附業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 総則

この要領は、交野ふるさと寄附業務を受託する事業者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な手続きについて定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名称 交野ふるさと寄附業務委託
- (2) 業務内容 別紙「交野ふるさと寄附業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 3. 業務期間

- (1) 契約期間 契約日～令和12年3月31日
  - (2) 履行期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日
- ※契約日から令和7年3月31日までを事前準備期間とする。事前準備期間についての詳細は仕様書の「3. 委託期間」を参照すること。

### 4. 契約形態

- 1件ごとの寄附金額に対する割合での委託料単価契約
- ※諸経費については委託料とは別に支払うものとする。諸経費については、仕様書の「7. 委託料等の支払い」を参照すること。

### 5. 参加資格

本プロポーザルに参加できるもの、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当していない者であること
- (2) 官公庁による指名停止等の期間中でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市税等、税金の滞納がないこと
- (5) 過去5年以内に、本市や他自治体で、1年以上の同種業務受託実績が3件以上あること
- (6) 次の各号のいずれにも該当しないこと
  - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対処法」という。）第2条第6号に規定

- する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- ②暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 6. 実施日程

項目	日程
公告	令和6年11月5日（火）
参加申出書兼誓約書提出	令和6年11月6日（水）～11月18日（月）〈必着〉
参加資格審査通知	令和6年11月19日（火）午後
質問受付	令和6年11月19日（火）～11月21日（木）〈必着〉
質問回答	令和6年11月22日（金）午後
企画提案書提出	令和6年11月25日（月）～令和6年12月3日（火）〈必着〉
1次審査	令和6年12月10日（火）
1次審査結果通知	令和6年12月11日（水）午後
最終審査	令和6年12月17日（火） ※時間は別途連絡
最終審査結果通知	令和6年12月20日（金）午後

## 7. 応募書類の取得

各様式については、下記ホームページからダウンロードして取得すること。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2024102300026/>

## 8. 参加申出書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に定める書類を提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申出書兼誓約書（様式第1号）
  - 「5. 参加資格」の（5）を証明する、同種業務3件の契約書の写し（契約先及び同種業務契約であることが分かる部分の写し）
- (2) 提出期間 「6. 実施日程：参加申出書兼誓約書提出」のとおり
- (3) 提出方法 持参、郵送、eメール（要到達確認電話）

※e メール提出の場合、契約書の写しは PDF データで送付すること。

## 9. 参加資格の審査

前項で提出された書類を審査し、審査結果を、参加申出書記載のメールアドレスにメールで通知する（以下「メール通知」という。）。その際に付す受付番号については、業務実績書及び企画提案書に記載すること。

## 10. 質問受付・回答

本プロポーザルに関する質問及び回答については次のとおりとする。

- (1) 質問受付 参加資格審査通過者（以下「参加者」という。）に限る
- (2) 提出書類 質問書（様式第2号）
- (3) 提出方法 eメール（要到達確認電話）
- (4) 提出期間 「6. 実施日程：質問受付」のとおり
- (5) 回答日 「6. 実施日程：質問回答」のとおり
- (6) 回答方法 メール通知

## 11. 参加の辞退

本プロポーザルへの参加申出書の提出後に、各種事情等により参加を辞退する場合は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加辞退届（様式第3号）
- (2) 提出方法 持参、郵送、eメール（要到達確認電話）

## 12. 企画提案書の提出

参加者は、次のとおり書類を提出すること。なお、各書類には参加資格審査の結果通知時に付した受付番号を記載し、会社名は記載しないこと。

- (1) 提出書類 業務実績書（様式第4号）  
委託料等明細書（様式第5号）  
企画提案書（様式第6号）
- (2) 企画提案書に記載する事項 別紙「企画提案書作成要領」参照
- (3) 提出部数 10部
- (4) 提出方法 持参、郵送
- (5) 提出期間 「6. 実施日程：企画提案書提出」のとおり

## 13. 1次審査

提出された書類により1次審査を行う。1次審査は、業務実績書の記載内容から業務実績及び委託料について採点し、上位3者を選定する。

- (1) 審査日 「6. 実施日程：1次審査」のとおり
- (2) 結果通知日 「6. 実施日程：1次審査結果通知」のとおり
- (3) 通知方法 メール通知。通過者には併せて最終審査の審査時間を通知

#### 14. 最終審査

最終審査は1次審査通過者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、交野ふるさと寄附業務委託業者選定委員会において審査を行った結果、最も得点の高かった者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選定する。ただし、審査項目「企画提案」及び「プレゼンテーション」の合計点数の平均が60点未満であった場合は、最も得点の高い者であっても、優先交渉権者として選定しない。

また、得点が高かった場合は、審査項目「企画提案」の点数を比較し、点数が高かった者を優先する。

なお、プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録音し、その中での発言は企画提案があったものとみなし、契約時に加筆する場合がある。

- (1) 審査日 「6. 実施日程：最終審査」のとおり
- (2) 持ち時間 1者につきプレゼンテーション20分、質疑応答10分
- (3) 結果通知 「6. 実施日程：最終審査結果通知」のとおり
- (4) 通知方法 メール通知
- (5) 注意事項
  - ・プレゼンテーションに必要な機材等は持参すること。
  - ・約5分程度、機材等の設置時間を設ける。
  - ・電源（コンセント）は、審査会場のものが使用可能。
  - ・プロジェクターは、審査会場の壁に投影可能。

#### 15. 契約手続き

最終審査結果通知後、速やかに本市は優先交渉権者と契約に関する協議を行い、委託契約を締結する。

#### 16. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルで提出された書類等は返却しない。
- (3) 本プロポーザルで提出された書類等について、提出後の差し替え、修正等は原則として認めない。ただし、本プロポーザルの円滑な進行のため、市の担当者が差し替え、修正等を指示した場合にはその限りでない。
- (4) 本プロポーザルに関して市から提供された書類及びデータ等は、公表及びその他の用途に使用してはならない。

- (5) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (6) その他、本要領に定めのない事項について周知が必要な場合は、参加申出書提出期間中は本市ホームページにより、参加申出書提出期間後はメール通知により周知する。

#### 17. 問い合わせ及び書類等の提出先

〒576-8501 交野市私部 1-1-1

交野市企画財政部情報マーケティング課広報担当

担当者 藤生・藤原・堤

電話番号 072-892-0121 (代)

e-mail : [kouhou@city.katano.osaka.jp](mailto:kouhou@city.katano.osaka.jp)

対応時間：土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～翌1/3）を除く 9:00～17:30

※eメールでの書類送付等は受付期間の初日 9:00 から、最終日の 17:30 までの間、時間を問わず受付を行う。ただし、到達確認の電話連絡は対応時間内に行うこと。